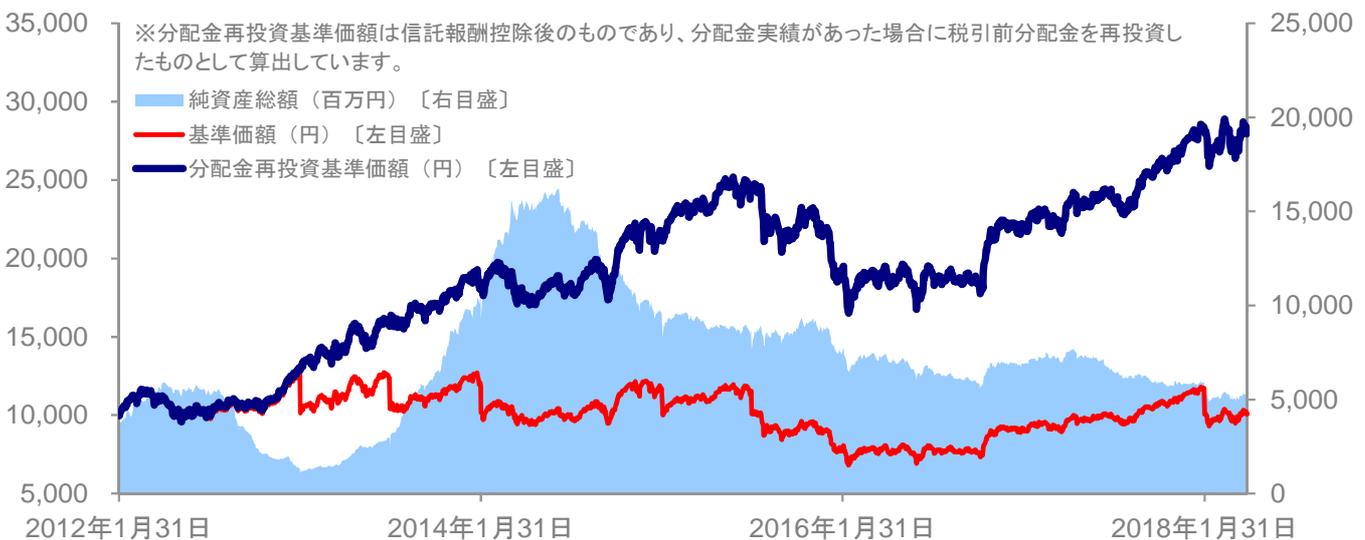


明治安田米国中小型成長株式ファンド 追加型投信／海外／株式

ファンドの投資方針・特色

● 後述の「ファンドの目的」、「ファンドの特色」をご参照ください。

基準価額と純資産総額の推移



ファンド概況

【基準価額および純資産総額】

| | 2018年3月末 | 2018年4月末 |
|------------|----------|----------|
| 基準価額(円) | 9,792 | 10,111 |
| 純資産総額(百万円) | 5,053 | 5,191 |

※ 純資産総額の百万円未満は切り捨てで表示しています。

【信託財産の状況】

| | 2018年3月末 | 2018年4月末 |
|----------|----------|----------|
| 外国株式 | 96.87% | 97.01% |
| 株式先物 | — | — |
| 金銭信託等その他 | 3.13% | 2.99% |
| 組入銘柄数 | 87 | 88 |

※ 上記比率はマザーファンドへの投資を通じた対純資産総額比です。

【基準価額の騰落率】

| 1カ月前比 | 3カ月前比 | 6カ月前比 | 1年前比 | 3年前比 | 設定来 |
|-------|-------|-------|--------|--------|---------|
| 3.26% | 0.47% | 8.95% | 19.90% | 21.63% | 181.20% |

※ 基準価額の騰落率は分配金再投資基準価額で算出しています。

※ 設定来の基準価額の騰落率は、10,000円を基準として算出しています。

【分配金の実績】

| 第1期 | 第2期 | 第3期 | 第4期 | 第5期 | 第6期 | 第7期 | 第8期 | 第9期 | 第10期 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| '12年7月 | '13年1月 | '13年7月 | '14年1月 | '14年7月 | '15年2月 | '15年7月 | '16年2月 | '16年8月 | '17年1月 |
| 200 | 2,500 | 2,000 | 2,000 | 100 | 1,500 | 1,500 | 0 | 0 | 0 |
| 第11期 | 第12期 | 第13期 | 第14期 | 第15期 | 第16期 | 第17期 | 第18期 | 第19期 | 設定来累計 |
| '17年7月 | '18年1月 | '18年7月 | '19年1月 | '19年7月 | '20年1月 | '20年7月 | '21年2月 | '21年8月 | |
| 0 | 1,500 | — | — | — | — | — | — | — | 11,300 |

※ 分配金は、10,000口あたりの税引前の金額(円) ※分配金は増減したり、支払われないことがあります。

【概要】

| | | | |
|------|------------------------|-------|----------------------------|
| 設定日 | 2012年1月31日 | 決算日 | 1月31日および7月31日(休業日の場合は翌営業日) |
| 信託期間 | 2012年1月31日から2022年1月31日 | 信託報酬率 | 後記の「ファンドの費用・税金」参照 |

※ アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーに対する報酬は、ファンドから委託会社が受ける運用管理費用(信託報酬)の中から支払われます。詳細につきましては、後述の「ファンドの費用・税金」の項目をご参照ください。

最終ページの「当資料ご利用にあたってのご留意事項」を必ずご覧ください。

明治安田米国中小型成長株式ファンド

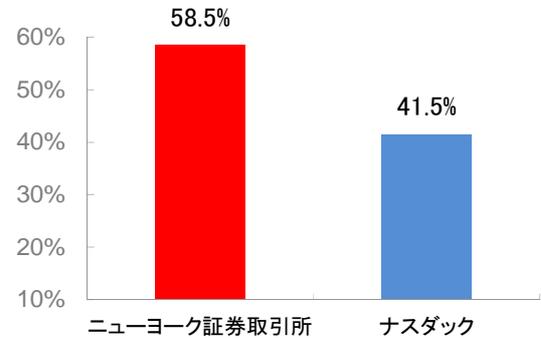
追加型投信／海外／株式

組入 有価証券の状況

【組入上位10業種】

| | 業種 | 組入比率 |
|----|------------------------|--------|
| 1 | 資本財 | 19.35% |
| 2 | ソフトウェア・サービス | 19.29% |
| 3 | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 10.43% |
| 4 | 消費者サービス | 9.39% |
| 5 | 小売 | 6.84% |
| 6 | テクノロジー・ハードウェアおよび機器 | 4.85% |
| 7 | ヘルスケア機器・サービス | 4.32% |
| 8 | 各種金融 | 4.03% |
| 9 | 銀行 | 3.81% |
| 10 | 運輸 | 3.61% |

【取引市場別組入比率】



※ 組入比率はマザーファンドへの投資を通じた対純資産総額比
 ※ 業種はGICS(世界産業分類基準)によるものです。

※ 組入比率は外国株式評価金額合計に対する割合です。

【組入上位10銘柄】

| | 銘柄名 | 取引市場 | 業種 | 組入比率 |
|----|------------------------------|-------------|--------------|-------|
| 1 | SVB FINANCIAL GROUP | ナスダック | 銀行 | 1.90% |
| 2 | SPLUNK INC | ナスダック | ソフトウェア・サービス | 1.89% |
| 3 | TELADOC INC | ニューヨーク証券取引所 | ヘルスケア機器・サービス | 1.82% |
| 4 | PLANET FITNESS INC-CL A | ニューヨーク証券取引所 | 消費者サービス | 1.76% |
| 5 | GRAND CANYON EDUCATION INC | ナスダック | 消費者サービス | 1.74% |
| 6 | UNITED RENTALS INC | ニューヨーク証券取引所 | 資本財 | 1.73% |
| 7 | COPART INC | ナスダック | 商業・専門サービス | 1.67% |
| 8 | FLOOR & DECOR HOLDINGS INC-A | ニューヨーク証券取引所 | 小売 | 1.64% |
| 9 | IDEX CORP | ニューヨーク証券取引所 | 資本財 | 1.59% |
| 10 | FIVE BELOW | ナスダック | 小売 | 1.59% |

※ 組入比率はマザーファンドへの投資を通じた対純資産総額比。

※ 業種は、スタンダード&プアーズ(S&P)とMSCI Inc.が共同開発したGICS(世界産業分類基準)によるものです。

【組入上位5銘柄のご紹介】

| | 銘柄名 | 銘柄紹介 |
|---|--|--|
| 1 | SVB FINANCIAL GROUP SVBファイナンシャル・グループ | 子会社を通じて主にカリフォルニア州シリコンバレーで主にベンチャー・ビジネス向けに商業銀行サービスを提供。 |
| 2 | SPLUNK INC スプラック | ビッグデータの収集・管理・加工・分析ツールを提供する会社。 |
| 3 | TELADOC INC テラドック | インターネットなどの通信技術を用いて診療サービスを提供する会社。 |
| 4 | PLANET FITNESS INC-CL A プラネット・フィットネス | 主に初心者を対象にフィットネスサービスを低価格で提供している。 |
| 5 | GRAND CANYON EDUCATION INC グランド・キャニオン・エデュケーション | 教育、医療等の分野において大学および大学院課程の授業をオンラインで提供する教育サービス会社。 |

※ 上記の「銘柄紹介」は当ファンドのご理解を深めていただくために会社の開示資料等を基に明治安田アセットマネジメントが独自に作成したものであり、銘柄への投資を推奨するものではありません。また、上記内容は基準日現在のものであり、将来予告なく変更する場合があります。

最終ページの「当資料ご利用にあたってのご留意事項」を必ずご覧ください。

明治安田米国中小型成長株式ファンド 追加型投信／海外／株式

マーケット動向

【米国主要株価指数の推移】(米ドルベース)



- ※ Russell2500グロース指数(配当込み)、S&P500種株価指数(配当込み)はベンチマークではありません。
- ※ Russell2500グロース指数(配当込み)とは、米国企業株のうち時価総額上位3000銘柄から時価総額上位500銘柄を除いた2500銘柄のうち、相対的にPBR(株価純資産倍率)が高く、成長が予測される銘柄で構成され、米国の中小型成長株の株価の値動きを捉えた指数として一般的に用いられています。
- ※ S&P500種株価指数(配当込み)とは、市場規模、流動性、業種などの一定の基準によって選定された500銘柄で構成する指数で米国大型株の株価の値動きを捉えた指数として一般に用いられています。
- ※ Russell2500グロース指数(配当込み)、S&P500種株価指数(配当込み)に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はRussell Investments、スタンダード&プアーズ ファイナンシャル サービスーズ エル エル シーに帰属します。

【為替レート(米ドル)の推移】



明治安田米国中小型成長株式ファンド

追加型投信／海外／株式

市場動向・運用概要・今後の投資方針等について

<市場動向>

米国株式相場は米中貿易摩擦や地政学リスクに対する懸念が徐々に後退する中、米国経済が安定した成長を続けるとの見方や企業業績に対する期待に支えられ、底堅く推移しました。ただし、月後半にかけて長期金利が上昇傾向となる中、上値は重くなりました。S&P500種株価指数(配当込み)は月間(3月29日～4月30日)で0.38%上昇しました。米国の中小型成長株式の値動きを捉えた指数として一般的に用いられているRussell2500グロース指数(配当込み)は月間(3月29日～4月30日)で0.64%下落しました。

米ドルは、米中貿易摩擦を巡る懸念が後退するなか、良好な米国の経済指標や米国長期金利の上昇などを受けて、円に対して上昇しました。対円で前月末比上昇(円安ドル高)しました。

<運用概要>

引き続き、成長性が高いと判断される米国の中小型成長株式の組み入れを行い、株式の組入比率は高位を維持しました。

(主な買付銘柄)

SEMTECH CORP(半導体・半導体製造装置) アナログ、ミックスド・シグナル半導体製品を提供。IoT(自動車や家電製品などのモノとインターネットが接続すること)の急速な拡大が見込まれるなかで、LoRa(少ない消費電力で広いエリアをカバーする無線通信方式の一つ)関連商品は同社の強みのある分野であり、売上高の2割を占めています。今後売上高は現時点での予想を安定的に上回って推移すると考えられることから、同社株価の上昇余地が大きいと判断し、新規購入しました。

(主な売却銘柄)

AVEXIS INC(医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス) 臨床段階の遺伝子療法を提供。希少かつ生命にかかわる神経遺伝子病の患者向けに新型の治療薬の開発・商業化に注力。当月には、スイスの製薬大手ノバルティスが遺伝子治療分野での足場を拡大するため、脊髄性筋萎縮症治療を対象とする遺伝子治療薬AVXS-101を開発中である同社を現金にて買収すると発表し、同社株価は買収価格に向けて急騰しました。利益確定のため、保有する同社株式を全売却しました。

当月(3月30日～4月27日)の基準価額は前月比3.26%上昇しました。保有株式の株価上昇および円に対して米ドルが2.93%上昇(円安ドル高)したことが基準価額にプラスに寄与しました。

(主にプラスに寄与した銘柄)

SVB FINANCIAL GROUP(銀行) 子会社を通じて主にカリフォルニア州シリコンバレーで主にベンチャー・ビジネス向けに商業銀行サービスを提供。昨年の好業績に加えて、利上げによる金利収入の増加や預金量増加に伴う投融資の拡大から今年はさらなる業績拡大を見込めるとした会社発表を受けて、同社の株価は大きく上昇しました。

(主にマイナスに影響した銘柄)

NATIONAL INSTRUMENTS CORP(テクノロジー・ハードウェアおよび機器) エンジニアおよび科学者向けにコンピューターベース計測用機器を供給する会社。第1四半期は概ね会社予想通りの業績でしたが、第2四半期の売上高は減少する見通しとの会社発表を受けて同社の株価は下落しました。同社の顧客は、モバイル機器など最終製品の売り上げが芳しくないことから在庫過剰な状態であるものの、着実な経済成長を背景に今年後半には売上高が回復するとの見通しであることから、同社株式について継続保有としています。

<今後の投資方針等>

当ファンドにおいては、業績の上方修正が期待できる銘柄をボトムアップアプローチにより厳選していますが、ポートフォリオ組入銘柄の株価評価は過去の長期的な平均水準よりもまだ低い水準にあると判断しており、今後の株価の再評価が期待されます。業種については、幅広いセクターから有望銘柄を選別する方針ですが、世界経済の先行きが不透明な状況の中、独自の長期的な成長要因や独創性を持つ銘柄の選別に努めていきます。

引き続き、明治安田米国中小型成長株式マザーファンドの米国中小型株式等の運用指図に関する権限は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーに委託します。銘柄の選定にあたっては、企業の時価総額を基準とした米国の中小型株式等(米国預託証券(ADR)を含みます)の中から、ファンダメンタルズ分析とクオンツモデル分析を用い、企業収益の成長性、収益構造等の観点からポートフォリオを構築します。

★ ファンドの目的

- ◆ 明治安田米国中小型成長株式ファンド(以下「当ファンド」ということがあります。)は、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

★ ファンドの特色

- ◆ 明治安田米国中小型成長株式マザーファンド(以下「マザーファンド」ということがあります。)を通じて米国の成長性が高いと考えられる中小型株式を主要投資対象とします。
- ◆ 高い利益成長が期待される企業を発掘し、投資を行います。
- ◆ マザーファンドの米国中小型株式等の運用指図に関する権限は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーに委託します。
- ◆ 原則として、外貨建資産に対する為替ヘッジは行いません。

《当ファンドのマザーファンドを通じた主要投資対象》

■ 米国株式市場における時価総額別分類

当ファンドは、米国株式市場において成長性の高い中小型株をマザーファンドを通じた主要投資対象とします。

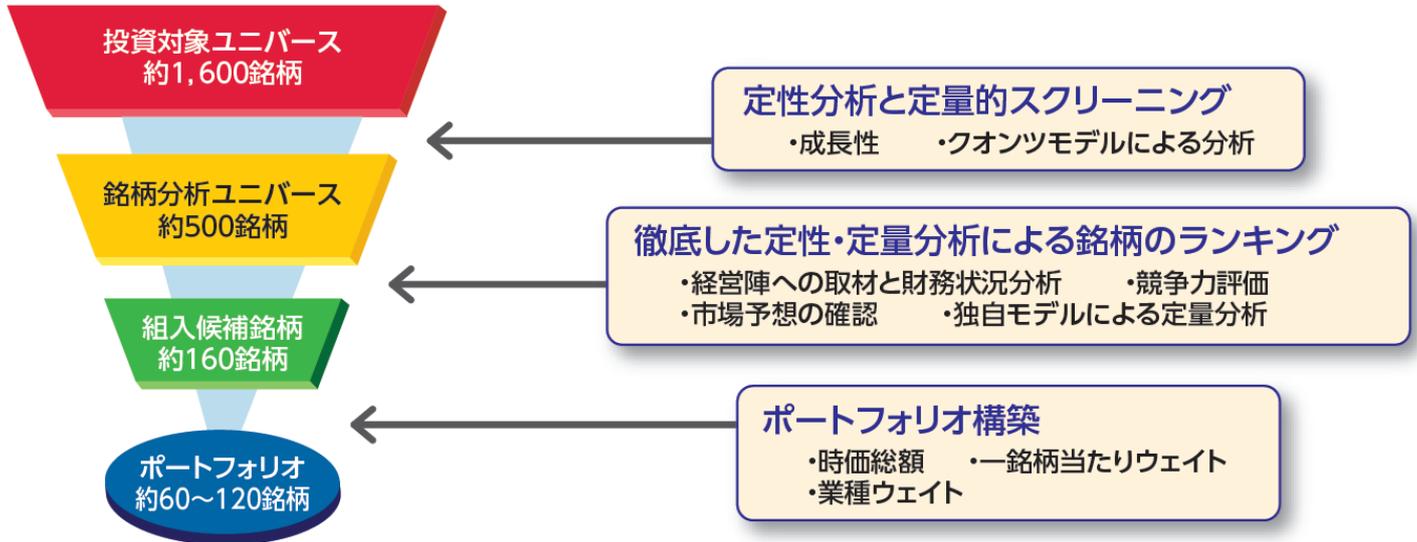
・中小型株とは、原則として米国中小型株式インデックスであるRussell2500指数に採用されている銘柄等のうち、時価総額が約7億ドル以上のものと定義します。
 ・成長企業とは、高い利益成長が期待される企業と定義します。

*Russell2500指数とは、米国企業株のうち時価総額上位3,000銘柄から構成されるRussell3000指数のうち、時価総額上位500銘柄を除いた下位2,500銘柄からなるラッセル・インベストメントが公表する指数で、米国株式においては、中小型株式指数として広く用いられています。



運用プロセス

銘柄の選定にあたっては、企業の時価総額を基準とした米国の中小型株式等(米国預託証券(ADR)を含みます)の中から、ファンダメンタルズ分析とクオンツモデル分析を用い、企業収益の成長性、収益構造等の観点からポートフォリオを構築します。



※ 上記ポートフォリオ構築・運用プロセスは、今後変更となる場合があります。

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー 米国中小型成長株式運用チームの強み

<チームの特長>

- グローバルなリサーチ・リソースを活用する米国中小型成長株式専任チーム
- 経験豊富な運用チーム
- 明確なグロース株の運用哲学とアプローチ
- ファンダメンタルズ分析と定量分析の両方を取り入れた規律あるプロセス

<アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーについて>

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーは資産運用業務で40年以上の経験を有する世界有数の資産運用会社であり、多彩な投資商品やサービスをグローバルに展開しており、その本部をニューヨークに置いております。

投資リスク



基準価額の変動要因

明治安田米国中小型成長株式ファンドは、直接あるいはマザーファンドを通じて、外国の株式等、値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。

したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

主な変動要因

| | |
|------------------|---|
| 株 価 変 動 リ ス ク | 株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。 |
| 為 替 変 動 リ ス ク | 外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。 |
| 流 動 性 リ ス ク | 株式を売買しようとする際、需要または供給が少ないため、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買できなくなることがあります。ファンドが保有する資産の市場における流動性が低くなった場合、売却が困難となり、当該資産の本来の価値より大幅に低い価格で売却せざるを得ず、ファンドの基準価額を下げる要因となります。 |
| 信 用 リ ス ク | 投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。 |

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

投資リスク



その他の留意点

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

手続・手数料等



お申込みメモ

| | |
|-------------------|---|
| 購入単位 | 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。以下同じ。) ※基準価額は、販売会社または委託会社へお問い合わせください。 |
| 購入代金 | 販売会社が指定する期日までにお支払いください。 |
| 換金単位 | 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 |
| 換金代金 | 原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。 |
| 申込締切時間 | 原則として、販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日の申込みとします。 |
| 購入・換金申込不可日 | 申込日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日に該当する場合は、購入・換金の申込みの受付を行いません。 |
| 換金制限 | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設ける場合があります。 |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた申込みの受付を取消すことがあります。 |
| 信託期間 | 2012年1月31日から2022年1月31日 |
| 繰上償還 | 委託会社は、受益権の総口数が10億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。 |
| 決算日 | 1月31日および7月31日(休業日の場合は翌営業日) |
| 収益分配 | 年2回決算を行い、収益分配方針に基づいて、分配を行います。 ※当ファンドには「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。 なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については、異なる場合がありますので、販売会社へお問い合わせください。 |
| 信託金の限度額 | 1,000億円 |
| 公 告 | 原則、電子公告により行い、ホームページに掲載します。 http://www.myam.co.jp/ |
| 運用報告書 | 決算時および償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて信託財産にかかる知れている受益者に交付します。 |
| 課税関係 | 課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 |

手続・手数料等



ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|--|-----------------|--------|------|-----------------|------|----------------|------|-----------------|----|-----------------------|------|-------|------|-----------------------------|------|---|------|----------------------------|----|--------------------------------------|
| 購入時手数料 | <p>申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24%(税抜3.0%)を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳細については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。</p> <p>※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 信託財産留保額 | ありません。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運用管理費用 (信託報酬) | <p>ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年2.052%(税抜1.9%)の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。</p> <p><内訳></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配分</th> <th>料率(年率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>1.242%(税抜1.15%)</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.756%(税抜0.7%)</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.054%(税抜0.05%)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2.052%(税抜1.9%)</td> </tr> </tbody> </table> <p><内容></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払い先</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>運用管理費用(信託報酬) =運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率</td> </tr> </tbody> </table> <p>※アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーに対する報酬は、信託報酬のうち委託会社が受ける報酬の中から支払われ、その報酬額は当ファンドに係るマザーファンドの純資産総額に対し年0.75%の率を乗じて得た額とします。</p> | 配分 | 料率(年率) | 委託会社 | 1.242%(税抜1.15%) | 販売会社 | 0.756%(税抜0.7%) | 受託会社 | 0.054%(税抜0.05%) | 合計 | 2.052%(税抜1.9%) | 支払い先 | 役務の内容 | 委託会社 | ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価 | 販売会社 | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価 | 受託会社 | ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価 | 合計 | 運用管理費用(信託報酬) =運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率 |
| | 配分 | 料率(年率) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 委託会社 | 1.242%(税抜1.15%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 販売会社 | 0.756%(税抜0.7%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受託会社 | 0.054%(税抜0.05%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 2.052%(税抜1.9%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払い先 | 役務の内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 委託会社 | ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 販売会社 | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受託会社 | ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 運用管理費用(信託報酬) =運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他の費用・手数料 | <p>信託財産の監査にかかる費用(監査費用)として監査法人に年0.0108%(税抜0.01%)を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。</p> <p>※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

手続・手数料等

ファンドの税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・下記の税率は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時 期 | 項 目 | 税 金 |
|------------------|--------------|---|
| 分配時 | 所得税及び 地方税 | 配当所得として課税します。 普通分配金に対して……………20.315% |
| 換金(解約)時 及び償還時 | 所得税及び 地方税 | 譲渡所得として課税します。 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して…20.315% |

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)、ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、「ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定の金額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることができるのは、NISA(ニーサ)は満20歳以上の方、ジュニアNISA(ニーサ)は20歳未満の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社へお問合わせください。

※法人の場合については上記と異なります。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

明治安田米国中小型成長株式ファンド

【委託会社その他の関係法人の概要】

- 委託会社(委託者) 明治安田アセットマネジメント株式会社
ファンドの運用の指図等を行います。
- 受託会社(受託者) 三菱UFJ信託銀行株式会社
ファンドの財産の保管および管理等を行います。
- 投資顧問会社 アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
- 販売会社 下表の販売会社一覧をご覧ください。

【販売会社】

- お申込み・投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

| | 販売会社名 | 登録番号 | 加入協会 |
|------|-----------------------|---|---|
| 銀行 | 株式会社滋賀銀行 | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第11号 | 日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 |
| | 株式会社但馬銀行 | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第14号 | 日本証券業協会 |
| | 株式会社四国銀行 | 登録金融機関 四国財務局長(登金)第3号 | 日本証券業協会 |
| | 株式会社北洋銀行 | 登録金融機関 北海道財務局長(登金)第3号 | 日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 |
| | 株式会社第三銀行 | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第16号 | 日本証券業協会 |
| | 株式会社鳥取銀行 | 登録金融機関 中国財務局長(登金)第3号 | 日本証券業協会 |
| | 株式会社紀陽銀行 | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第8号 | 日本証券業協会 |
| 証券会社 | 高木証券株式会社 | 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第20号 | 日本証券業協会 |
| | 中銀証券株式会社 | 金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第6号 | 日本証券業協会 |
| | みずほ証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第94号 | 日本証券業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
| | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2336号 | 日本証券業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
| | ワイエム証券株式会社 | 金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第8号 | 日本証券業協会 |
| | 株式会社SBI証券 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号 | 日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
| | カブドットコム証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号 | 日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 |
| | 楽天証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号 商品先物取引業者 | 日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 日本商品先物取引協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 |
| 信用金庫 | 信金中央金庫 ※ | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第258号 | 日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 |

※ 信金中央金庫との間に取交わされた「証券投資信託受益証券の取次業務に関する基本契約書」に基づいて、取次登録金融機関(信用金庫)の本支店または出張所においても募集等の取次ぎを行います。

投資信託ご購入時の注意事項

- ファンドの取得のお申込みを行う場合には投資信託説明書(交付目論見書)を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず投資信託説明書(交付目論見書)で内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。
- 投資信託の信託財産に生じた利益および損失はすべて投資家の皆さまに帰属します。
- 投資家の皆さまの投資元本は金融機関の預貯金と異なり保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、元本を割り込むおそれがあります。
- 投資信託への投資にあたっては、投資家の皆さまに、購入時手数料や信託財産留保額のほか、信託財産を通じて間接的に運用管理費用(信託報酬)、監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等のコストをご負担いただきます。
- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。

※当資料ご利用にあたってのご留意事項

- 当資料は、当ファンドの運用状況等をお知らせすることを目的に明治安田アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、今後予告なしに変更されることがあります。また、資金動向、市況動向等によっては、投資方針どおりの運用が行えない場合があります。
- 当資料中のグラフ・数値等は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づいて作成しておりますが、正確性・完全性を保証するものではありません。

設定・運用 明治安田アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 405 号

加入協会：一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会

フリーダイヤル 0120-565787

(営業日の午前 9:00~午後 5:00)

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>